

埼玉県社会福祉士及び介護福祉士養成施設等事務取扱要領

埼玉県福祉部社会福祉課

(趣旨)

第1条 埼玉県における社会福祉士及び介護福祉士養成施設等の指定、変更及び取消し等の事務手続については、法令等に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「社会福祉士及び介護福祉士養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号及び第3号の規定に基づく養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）、第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づく養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）及び第40条第2項第5号の規定に基づく養成施設（以下「介護福祉士実務者養成施設」という。）をいう。

2 この要領において、「法令等」とは、法、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「指定規則」という。）、及び社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号。以下「指針」という。）をいう。

第1章 社会福祉士養成施設

(新規設置)

第3条 社会福祉士養成施設を設置しようとする者（以下、この章において「設置者」という。）は、あらかじめ相談の上、授業を開始しようとする日の1年前までに別記様式第1号により社会福祉士養成施設設置計画書（以下「設置計画書」という。）を埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の設置計画書には、次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 設置者に関する書類

ア 設置者が法人である場合

(ア) 法人の寄附行為又は定款

(イ) 役員名簿

(ウ) 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録

(エ) 申請年度の事業計画及び収支予算書

(オ) 社会福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

(カ) 養成施設の長の履歴書、就任承諾書

- イ 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書類のうち（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（カ）
 - （２）建物に関する書類
配置図及び平面図（建設予定の場合は設計図）
 - （３）整備に関する書類
 - ア 土地
登記簿謄本（寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの）、寄附確約書、
買収又は賃借の場合は契約書
 - イ 建物
登記簿謄本（寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの）、寄附確約書、買
収又は賃借の場合は契約書
 - （４）資金計画に関する書類
 - ア 自己資金
金融機関による残高証明等
 - イ 借入金
（ア）融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
（イ）融資内諾書等の写
 - ウ 寄附金
（ア）寄附申込書
（イ）寄附をする者の財産を証明する書類
 - （５）実習施設の設置者の承諾書
 - （６）実習施設等の概要
 - （７）学則
 - （８）入所者選抜の概要（生徒の受入方針、受入方策等）
 - （９）編入所定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
 - （１０）教員の就任承諾書
 - （１１）教育用機械機器及び模型の目録
 - （１２）時間割、学習進度計画表及び授業概要（指針別表１の教育に含むべき事項に該当
する箇所に下線を引くこと）
 - （１３）養成施設に係る収支予算及び向こう２年間の収支計画
 - （１４）実習計画
- ３ 通信課程を設ける場合には、前項に規定するもののほか、次の書類を添えるものとする。
- （１）通信養成を行う地域
 - （２）添削その他の指導方法
 - （３）面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者
の承諾書
 - （４）課程修了の認定方法

(5) 通信養成に使用する教材の目録

(指定申請)

- 第4条 設置者は、社会福祉士養成施設の指定を受けようとするときは、授業を開始しようとする日の6月前までに、別記様式第2号により社会福祉士養成施設指定申請書を埼玉県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、前条第2項及び第3項（通信課程を設ける場合に限る。）の書類を添付するものとする。
- 3 埼玉県知事は、申請書の内容を確認するため、別に定める「埼玉県実地調査要領」に基づき現地で実地調査を行うことができる。

(変更計画)

- 第5条 指定を受けた社会福祉士養成施設（以下「指定社会福祉士養成施設」という。）の設置者は、指定規則第8条第1項第5号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ相談の上、変更しようとする日の1年前までに、別記様式第3号により社会福祉士養成施設変更計画書を埼玉県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の変更計画書には、第3条第2項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付するものとする。

(変更承認申請)

- 第6条 指定社会福祉士養成施設の設置者は、指定規則第8条第1項第5号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）又は第8号で定める事項を変更しようとするときは、変更を行おうとする日の6月前までに、別記様式第4号により社会福祉士養成施設変更承認申請書を埼玉県知事に提出しなければならない。ただし、学則（入所定員（減員する場合に限る。））の変更の承認申請については、変更を行おうとする日の3月前までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、第3条第2項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付するものとする。
- 3 埼玉県知事は、第1項の申請書のうち、指定規則第8条第1項第8号で定める事項を変更しようとする場合には、申請書の内容を確認するため、別に定める「埼玉県実地調査要領」に基づき現地で実地調査を行うことができる。

(変更の届出)

- 第7条 指定社会福祉士養成施設の設置者は、指定規則第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、第5号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員、学級数に関する事項を除く。）、第7号に掲げる事項（専任教員及び教員要件を有する教員に関する事項に限る。）、又は第10号イに掲げる実習施設等若しくは市町村に関する事項に掲げ

る事項に変更があったときは、1月以内に、別記様式第5号により社会福祉士養成施設変更届出書を埼玉県知事に届け出なければならない。

(報告)

第8条 指定社会福祉士養成施設の設置者は、令第5条に基づき、毎学年度開始後2月以内に、別記様式第6号により社会福祉士養成施設等報告書を埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該年度4月1日現在の学則

(指導調査)

第9条 埼玉県知事は指定社会福祉士養成施設に対し、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認し、監督業務を適切に実施し、養成施設の適正な運営の確保に資することを目的とし、別に定める「埼玉県社会福祉士等養成施設指導調査実施要領」及び「埼玉県社会福祉士等養成施設指導調査に係る事務取扱要領」に基づき、現地で指導調査を行うことができる。

(報告の徴収及び指示)

第10条 埼玉県知事は、指定社会福祉士養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 埼玉県知事は、指定社会福祉士養成施設の教育内容、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第11条 埼玉県知事は、指定社会福祉士養成施設が指定規則及び指針で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者又は長が前条第2項の規定による指示に従わないとき及び次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

(指定の取消しの申請手続)

第12条 指定社会福祉士養成施設について、埼玉県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、あらかじめ相談の上、別記様式第7号により社会福祉士養成施設指定取消申請書を取消予定期日の6月前までに埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 指定取消しを決定した理事会の議事録

(入所資格の審査等)

第13条 入所資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入所の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行わなければならない。

2 入所志願者に対しては、入所願書にあわせて、それぞれ次の書類を提出させるものとする。

ア 法第7条第2号に該当する者

大学等卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）及び別記様式第8号による基礎科目の履修証明書（以下「基礎科目履修証明書」という。）

イ 法第7条第3号に該当する者

大学等卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）

ウ 法第7条第5号に該当する者

短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び別記様式第9号による法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験証明書（以下「実務経験証明書」という。）

エ 法第7条第6号に該当する者

短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書

オ 法第7条第8号に該当する者

短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び実務経験証明書

カ 法第7条第9号に該当する者

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関の修了証明書及び実務経験証明書

キ 法第7条第10号に該当する者

短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書

ク 法第7条第11号に該当する者

実務経験証明書

ケ 法第7条第12号に該当する者

別記様式第9号による法第7条第12号に規定する職種であつた期間に関する実務経験証明書

第2章 介護福祉士養成施設

（新規設置）

第14条 介護福祉士養成施設を設置しようとする者（以下、この章において「設置者」という。）は、あらかじめ相談の上、授業を開始しようとする日の1年前までに別記様式第10号により介護福祉士養成施設設置計画書（以下「設置計画書」という。）を埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の設置計画書には、次の書類を添えて提出するものとする。

（1）設置者に関する書類

- ア 設置者が法人である場合
 - (ア) 法人の寄附行為又は定款
 - (イ) 役員名簿
 - (ウ) 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
 - (エ) 申請年度の事業計画及び収支予算書
 - (オ) 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
 - (カ) 養成施設の長の履歴書、就任承諾書
- イ 設置者が法人の設立を予定している場合
 - 認可官庁に提出した申請書類のうち(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)
- (2) 建物に関する書類
 - 配置図及び平面図（建設予定の場合は設計図）
- (3) 整備に関する書類
 - ア 土地
 - 登記簿謄本（寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの）、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書
 - イ 建物
 - 登記簿謄本（寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの）、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書
- (4) 資金計画に関する書類
 - ア 自己資金
 - 金融機関による残高証明等
 - イ 借入金
 - (ア) 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
 - (イ) 融資内諾書等の写
 - ウ 寄附金
 - (ア) 寄附申込書
 - (イ) 寄附をする者の財産を証明する書類
- (5) 実習施設の設置者の承諾書
- (6) 実習施設等の概要
- (7) 学則
- (8) 入所者選抜の概要（生徒の受入方針、受入方策等）
- (9) 編入所定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- (10) 教員の就任承諾書
- (11) 教育用機械機器及び模型の目録
- (12) 時間割、学習進度計画表及び授業概要（指針別表 1 の教育に含むべき事項に該当する箇所に下線を引くこと）
- (13) 養成施設に係る収支予算及び向こう 2 年間の収支計画
- (14) 実習計画

(指定申請)

第 15 条 設置者は、介護福祉士養成施設の指定を受けようとするときは、授業を開始しようとする日の 6 月前までに、別記様式第 11 号により介護福祉士養成施設指定申請書を埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第 2 項の書類を添付するものとする。

3 埼玉県知事は、申請書の内容を確認するため、別に定める「埼玉県実地調査要領」に基づき現地で実地調査を行うことができる。

(変更計画)

第 16 条 指定を受けた介護福祉士養成施設（以下「指定介護福祉士養成施設」という。）の設置者は、指定規則第 8 条第 1 項第 5 号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ相談の上、変更しようとする日の 1 年前までに、別記様式第 12 号により介護福祉士養成施設変更計画書を埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更計画書には、第 14 条第 2 項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付するものとする。

(変更承認申請)

第 17 条 指定介護福祉士養成施設の設置者は、指定規則第 8 条第 1 項第 5 号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）又は第 8 号で定める事項を変更しようとするときは、変更を行おうとする日の 6 月前までに、別記様式第 13 号により介護福祉士養成施設変更承認申請書を埼玉県知事に提出しなければならない。ただし、学則（入所定員（減員する場合に限る。））の変更の承認申請については、変更を行おうとする日の 3 月前までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第 14 条第 2 項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付するものとする。

3 埼玉県知事は、第 1 項の申請書のうち、指定規則第 8 条第 1 項第 8 号で定める事項を変更しようとする場合には、申請書の内容を確認するため、別に定める「埼玉県実地調査要領」に基づき現地で実地調査を行うことができる。

(変更の届出)

第 18 条 指定介護福祉士養成施設の設置者は、指定規則第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項、第 5 号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員、学級数に関する事項を除く。）、第 7 号に掲げる事項（専任教員及び教員要件を有する教員に関する事項に限る。）又は第 10 号ロに掲げる介護実習施設等若しくは市町村に関する事項に掲げる事項に変更があったときは、1 月以内に、別記様式第 14 号により介護福祉士養成施設変更届出書を埼玉県知事に届け出なければならない。

(報告)

第 19 条 指定介護福祉士養成施設の設置者は、令第 5 条に基づき、毎学年度開始後 2 月以内に、別記様式第 15 号により介護福祉士養成施設等報告書を埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該年度 4 月 1 日現在の学則

(指導調査)

第 20 条 埼玉県知事は指定介護福祉士養成施設に対し、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認し、監督業務を適切に実施し、養成施設の適正な運営の確保に資することを目的とし、別に定める「埼玉県社会福祉士等養成施設指導調査実施要領」及び「埼玉県社会福祉士等養成施設指導調査に係る事務取扱要領」に基づき、現地で指導調査を行うことができる。

(報告の徴収及び指示)

第 21 条 埼玉県知事は、指定介護福祉士養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 埼玉県知事は、指定介護福祉士養成施設の教育内容、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第 22 条 埼玉県知事は、指定介護福祉士養成施設が指定規則及び指針で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者又は長が前条第 2 項の規定による指示に従わないとき及び次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

(指定の取消しの申請手続)

第 23 条 指定介護福祉士養成施設について、埼玉県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、あらかじめ相談の上、別記様式第 16 号により介護福祉士養成施設指定取消申請書を取消予定期日の 6 月前までに埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 指定取消しを決定した理事会の議事録

(入所資格の審査等)

第 24 条 入所資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入所の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行わなければならない。

- 2 入所志願者に対しては、入所願書にあわせて、それぞれ次の書類を提出させるものとする。

ア 法第 40 条第 2 項第 1 号に該当する者

高等学校卒業証明書等大学に入学することができることを証する書面

イ 法第 40 条第 2 項第 2 号に該当する者

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）及び別記様式 17 号による法第 40 条第 2 項第 2 号に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書

ウ 法第 40 条第 2 項第 3 号に該当する者

当該養成所の卒業証明書

（医療的ケア修了証明書）

第 25 条 指定介護福祉士養成施設の設置者又は長は、生徒が医療的ケア（基本研修）（指定規則別表第 4 備考 2 又は別表第 5 備考 2 に規定する講義及び演習をいう。以下同じ。）を修了した上で卒業した場合には、別記様式第 18 号により基本研修修了証明書を交付するものとする。

- 2 前項の基本研修に加え、生徒が医療的ケア（実地研修）（指定規則別表第 4 備考 3 又は別表第 5 備考 3 に規定する実地研修をいう。以下、同じ。）を修了した上で卒業した場合には、別記様式第 19 号により実地研修修了証明書を交付するものとする。

第 3 章 介護福祉士実務者養成施設

（新規設置）

第 26 条 介護福祉士実務者養成施設を設置しようとする者（以下、この章において「設置者」という。）は、あらかじめ相談の上、授業を開始しようとする日の 9 月前までに別記様式第 20 号により介護福祉士実務者養成施設設置計画書（以下「設置計画書」という。）を埼玉県知事に提出しなければならない。ただし、当該養成施設が法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに基づく介護福祉士養成施設の指定を受けている場合は、授業を開始しようとする 8 月前までに提出しなければならない。

- 2 前項の設置計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）設置者に関する書類

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書

エ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

オ 介護福祉士実務者養成施設の長の履歴書、就任承諾書

（2）建物に関する書類

配置図及び平面図（建設予定の場合は設計図）

（３） 整備に関する書類

ア 土地

登記簿謄本（寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの）、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

イ 建物

登記簿謄本（寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの）、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

（４） 資金計画に関する書類

ア 自己資金

金融機関による残高証明等

イ 借入金

（ア）融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

（イ）融資内諾書等の写

ウ 寄附金

（ア）寄附申込書

（イ）寄附をする者の財産を証明する書類

（５） 学則

（６） 入所者選抜の概要（生徒等の受入方針、受入方策等）

（７） 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書

（８） 教育用機械器具及び模型の目録

（９） 時間割、学習進度計画表及び授業概要（指針別表５の教育に含まれる事項に該当する箇所に下線を引くこと。）

（１０） 実務者養成施設に係る収支予算及び向こう２年間の収支計画

（１１） 教育の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書

３ 通信課程を設ける場合には、前項に規定するもののほか、次の書類を添えるものとする。

（１） 通信養成を行う地域

（２） 添削その他の指導方法（科目ごとに１回以上行い、採点、講評等を受ける）

（３） 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

（４） 課程修了の認定方法

（５） 通信養成に使用する教材の目録

（指定申請）

第 27 条 設置者は、介護福祉士実務者養成施設の指定を受けようとするときは、授業を開始しようとする日の３月前までに、別記様式第 21 号により介護福祉士実務者養成施設指定申請書を埼玉県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、前条第2項及び第3項（通信課程を設ける場合に限る。）の書類を添付するものとする。

（変更計画）

第28条 指定を受けた介護福祉士実務者養成施設（以下「指定実務者養成施設」という。）の設置者は、指定規則第8条第1項第5号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ相談の上、変更しようとする日の9月前までに、別記様式第22号により介護福祉士実務者養成施設変更計画書を埼玉県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の変更計画書には、第26条第2項及び第3項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付するものとする。

（変更承認申請）

第29条 指定実務者養成施設の設置者は、指定規則第8条第1項第5号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）又は第8号で定める事項を変更しようとするときは、変更を行おうとする日の3月前までに、別記様式第23号により介護福祉士実務者養成施設変更承認申請書を埼玉県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第26条第2項及び第3項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付するものとする。

（変更の届出）

第30条 指定実務者養成施設の設置者は、指定規則第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、第5号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員、学級数に関する事項を除く。）、同項第7号に掲げる事項（専任教員及び教員要件を有する教員に関する事項に限る。）に変更があったときは、1月以内に、別記様式第24号により介護福祉士実務者養成施設変更届出書を埼玉県知事に届け出なければならない。

（報告）

第31条 指定実務者養成施設の設置者は、令第5条に基づき、毎学年度開始後2月以内に、別記様式第25号により介護福祉士実務者養成施設等報告書を埼玉県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）当該年度4月1日現在の学則

（指導調査）

第32条 埼玉県知事は指定実務者養成施設に対し、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認し、監督業務を適切に実施し、養成施設の適正な運営の確保に資すること

を目的とし、別に定める「埼玉県社会福祉士等養成施設指導調査実施要領」及び「埼玉県社会福祉士等養成施設指導調査に係る事務取扱要領」に基づき、現地で指導調査を行うことができる。

(報告の徴収及び指示)

第 33 条 埼玉県知事は、指定実務者養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 埼玉県知事は、指定実務者養成施設の教育内容、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第 34 条 埼玉県知事は、指定実務者養成施設が指定規則及び指針で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者又は長が前条第 2 項の規定による指示に従わないとき及び次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

(指定の取消しの申請手続)

第 35 条 指定実務者養成施設について、埼玉県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、あらかじめ相談の上、別記様式第 26 号により介護福祉士養成施設指定取消申請書を取消予定期日の 6 月前までに埼玉県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 指定取消しを決定した理事会の議事録

(医療的ケア修了証明書)

第 36 条 指定実務者養成施設の設置者又は長は、生徒が医療的ケア（実地研修）を修了した上で卒業した場合には、別記様式第 19 号により実地研修修了証明書を交付するものとする。

2 指定実務者養成施設の設置者又は長は、医療的ケア（基本研修）を修了した生徒に対して、可能な限り実地研修を行うよう、特段の配慮をするものとする。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をするものとする。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

2 指定実務者養成施設の設置者が修業年限を変更する場合（施行規則第 21 条第 3 号に掲げる者に係る場合に限る。）、第 29 条の規定の適用については当面の間、同条中「修業年限、養成課程」を「養成課程」とする。